

# 八潮市市街化調整区域まちづくり基本方針(素案)に対する意見募集の実施結果と対応について

## 1 意見募集期間

平成30年5月10日(木)から平成30年6月11日(月)まで(33日間)

## 2 意見提出者数・件数

提出者数 1人 提出件数 3件

## 3 意見と市の考え方

反映区分

A: 意見を反映し、案を修正する(した)	0件
B: すでに案で対応している	0件
C: 基本方針策定後、個別のまちづくりで検討していく	0件
D: 意見を反映できなかった(しない)	0件
E: その他(基本方針の対象としていない意見)	3件

意見番号	該当ページ	ご意見の要旨	市の対応・考え方	反映区分
1	-	市街化調整区域のうち、中川沿いの堤外及び大曾根ビオトープの周辺を除いた区域については、市街化区域に編入すべきではないかと思えます。	基本方針については、市街化を抑制すべき市街化調整区域のあり方及び今後の土地利用の方向性を明らかにするために、策定するものです。 市街化調整区域の市街化区域への編入は、埼玉県が決定する都市計画で、人口減少・超高齢化社会の到来を踏まえ、市街地の拡散を抑制する考え方のもと、見直しの技術基準として、駅周辺等の人口増加が見込まれる区域や、工業団地等の産業集積が見込まれる区域であることや、公共施設等の都市基盤の整備が既に整っている又は確実であるほか、地権者の合意形成も重要な要件となっていることから、現段階で市街化区域への編入は難しいものと考えています。 なお、基本方針に対する意見ではないため、基本方針(素案)の修正は行いません。	E
2	P11	市街化調整区域に在住の方を対象にアンケートを実施し意見集約をしていますが、何故、市街化調整区域外の市民を対象としなかったのでしょうか。市街化調整区域外の市民の意見も参考に取り入れるべきではないかと思えます。	基本方針は都市計画マスタープランに即したものであり、都市計画マスタープランの策定時には、市内在住の方等を対象としたアンケートを行っています。 これを踏まえ、基本方針の策定にあたっては、市街化調整区域に在住の方を対象としたアンケートを行い、意向の把握をしています。 また、基本方針の策定手続においても、パブリックコメントや基本方針(素案)の説明会を実施し、市街化調整区域外を含む市民等の意見を伺う機会を設けています。 なお、基本方針に対する意見ではないため、基本方針(素案)の修正は行いません。	E
3	P17	地下鉄8号線が事業化される場合には、新たなまちづくりについて検討するのであれば、市と市民が一丸となって地下鉄8号線の誘致運動を行い、市街化区域に編入出来るようにしてほしいと思えます。	地下鉄8号線については、関係機関等とともに、引き続き、早期に導入されるよう積極的に活動していきます。 なお、基本方針に対する意見ではないため、基本方針(素案)の修正は行いません。	E